1　商標登録番号	1　商標登録番号
2　権利の表示	2　権利の表示
3　専用（通常）使用権の範囲	3　専用（通常）使用権の範囲
4　登録の目的	4　登録の目的
5　申請人（登録権利者）	5　申請人（登録権利者）
住所（居所）	住所（居所）
氏名（名称）　㊞	氏名（名称）　㊞
（国籍・地域）	（国籍）
6　申請人（登録権利者）代理人	6　申請人（登録権利者）代理人
住所（居所）	住所（居所）
氏名（名称）	氏名（名称）　㊞
7　申請人（登録義務者）	7　申請人（登録義務者）
住所（居所）	住所（居所）
氏名（名称）　㊞	氏名（名称）　㊞
8　申請人（登録義務者）代理人	8　申請人（登録義務者）代理人
住所（居所）	住所（居所）
氏名（名称）　㊞	氏名（名称）　㊞
9　添付書面の目録	9　添付書面の目録
(1)　専用（通常）使用権設定契約（許諾）証書　1通	(1)　専用（通常）使用権設定契約（許諾）証書　1通
(2)　（　　）	(2)　（　　）
［略］	［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第八条）	第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　電子情報処理組織による手続等（第九条―第三十五条）	第二章　電子情報処理組織による手続等（第九条―第三十五条）
第三章　予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付（第三十六条―第四十一条の七）	第三章　予納による納付及び口座振替による納付（第三十六条―第四十一条の七）
第三章の二　電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の八―第四十一条の十）	第三章の二　電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の八―第四十一条の十）
第四章　登録情報処理機関等	第四章　登録情報処理機関等
第一節　登録情報処理機関（第四十二条―第五十四条）	第一節　登録情報処理機関（第四十二条―第五十四条）
第二節　登録調査機関（第五十五条―第六十条）	第二節　登録調査機関（第五十五条―第六十条）
第三節　特定登録調査機関（第六十条の二―第六十条の十）	第三節　特定登録調査機関（第六十条の二―第六十条の十）
第五章　雑則（第六十一条・第六十二条）	第五章　雑則（第六十一条・第六十二条）
附則	附則